

令和4年 第5回
豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和4年5月16日(月)午後2時00分
場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 14名 欠席委員 1名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	×	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 原尻 雄一
係 員 松尾 太貴 柴谷 孝俊
農業振興課 甲斐 久満 鎌倉 誠

議事録署名委員の指名

6 番 渡邊 丸美 7 番 衛藤 講治

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第9号 農地所有適格法人の要件審査について

議 事

- (1) 議案第25号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、
農用地利用配分計画(案)について
- (4) 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第30号 現況証明(非農地証明)について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和4年第5回豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時00分)
-----	---

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 6番：渡邊丸美委員、7番：衛藤講治委員をお願いします。
-----	--

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告ではありますが、令和4年第4回定例総会から本日の令和4年第5回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた2点について、下段に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第9号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案書の1ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号9番までの9案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

(4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>それでは、「議案第25号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の鎌倉です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは農地転用見込みについて説明させていただきます。事前に配布いたしました別冊議案書の議案第25号をご覧ください。併せて概要書1ページと図面は1ページからお開きください。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和4年5月16日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番及び番号2番の2案件を3番:後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
3番委員	<p>三重の後藤綾子です。5月9日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の用途変更にかかる農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請地は、農地法第4条の許可を取得せずに平成27年から甘藷用施設として整備してきた土地であるため、用途変更をお願いしたい。とのことであります。</p>

変更後の農地区分は農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地に該当するため、農用地区域内農地となります。

許可基準は、第2-1-(1)-ア-(イ)-bの農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当します。

農地転用の許可の可否は、第4条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、農用地区域内であるが、農業用施設への転用は例外的に許可することができる場合に該当し、転用は可能であるとなりました。

次に、番号2番の案件については、申請者■■■■■さんの農用地利用計画変更の用途変更にかかる農地転用見込みについてであります。

申請地は、近接地でキウイ栽培を行っている■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■から出荷用施設として整備をしたいと依頼があり、売買するため、用途変更をお願いしたいとのことあります。

変更後の農地区分は農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地に該当するため、農用地区域内農地となります。

許可基準は、第2-1-(1)-ア-(イ)-bの農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当します。

農地転用の許可の可否は、第5条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、農用地区域内であるが、農業用施設への転用は例外的に許可することができる場合に該当し、転用は可能であるとなりました。

以上、報告します。

議長

次に、番号3番の1案件を33番：工藤秀典委員にお願いいたします。

33番委員

朝地の工藤秀典です。5月9日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、申請者■■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請者は高齢となり、後継者もないため、農業の規模縮小を考え、申請地に杉を550本植える計画を立てました。以上のことから、申請地に植林を行って管理したいので、除外をお願いしたいとのことあります。

変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。

許可基準は、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができないために該当します。

農地転用の許可の可否は、第4条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第25号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。

[ありません]の声あり

議長

質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。審査報告は、議案第25号の番号1番から番号3番までの3案件について、「転用は可能である」との報告です。これから採決します。議案第25号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局

挙手全員です。

議 長	<p>挙手全員により、「議案第 25 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」は、地区審査会の審査意見のとおりとします。</p> <p>次に、「議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の甲斐です。よろしく申し上げます。それでは、議案第 26 号の説明をさせていただきます。3 ページの議案第 26 号をご覧ください。中段の提案内容より読み上げます。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和 4 年 5 月 16 日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和 4 年 5 月 17 日公告予定分を朗読)</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第 26 号の案件につきましては、15 番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席します。これからの進行につきましては、14 番：工藤妙子委員にお願いします。</p> <p>(15 番委員 退出)</p>
14 番委員	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第 26 号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
14 番委員	<p>質疑が無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
14 番委員	<p>挙手全員により、「議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>15 番委員の入室を認めます。</p> <p>(15 番委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、「議案第 27 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>引続き同冊子の 13 ページ目をご覧ください。議案第 27 号が添付されております。今回、中間管理機構の貸借地にて配分替えがございます。配分替えの計画につきましては別の議案として提出いたしております。それでは、提案内容より読み上げます。</p> <p>農用地利用配分計画(案)を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。</p>

	<p>■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、昨年12月に前代表取締役が亡くなったことから、法人を解散することを決定し、自身が所有している農地の引き受け先を探していました。申請地付近で農業を営んでいる譲受人を見つけ相談したところ、譲受人は、既に朝地町内で機構法による賃貸借契約を行っており、申請地が自身の経営地に近く利便性が良いことから、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、684aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	次に、番号2番及び番号3番の2案件を14番：工藤妙子委員にお願いいたします。
14番委員	<p>大野の工藤妙子です。5月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、貸人■■■■■さんから、借人■■■■■さんへの賃貸借による権利設定についてであります。</p> <p>借人は、大野町内において野菜を作っています。申請地について、土地の管理をお願いしていた人から土地を返されたため、借人に相談したところ、借人も、自身の経営地に近く、利便性が良いことから賃貸借で話がまとまったため、申請を行ったものです。</p> <p>借人の権利取得後の経営面積は、113aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が高齢となり耕作が難しくなったことから、将来的なことを考え、譲受人から生前贈与の相談をしたところ、話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、51aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第28号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい。4番委員。</p>
4番委員	<p>4番の木村です。先ほど説明していただいた番号2番の案件についてです。</p> <p>借人の方がたしか数ヶ月前の総会でも3条の貸借権設定であがっていたと思うのですが、外国籍の方が農地を取得するという点で、現在ウクライナへの侵攻がありますが、日本のように食糧自給率の低い国が他国の方に土地を貸して生産していくというのは、これから日本がきちっと食料を生産していく上で今後の話として影響あると思うのですが、たとえば大分県内で外国籍の方が農地の賃貸借または取得をした例がどのくらいあるのでしょうか。</p> <p>豊後大野市内であれば調べていただいてもすぐわかると思うのですが、多分微々たるものだと思います。日本全体でとなると大げさになってしまうので、少なくとも自分が住んでいる大分県ではこういった外国籍の方が農地の賃貸借や取得をどの程度しているかの情報をいただきたいです。</p>
事務局	お答えいたします。ただいまのご質問についてですが、実際の数字、件数等は把握できてございません。農地の権利を取得するには農地法第3条の許可が必要となります。しかしながら、農地法の許可の要件の中に国籍要件というのがありません。

	<p>日本に居住をしていない方が日本の農地を耕作するということについては、当然居住地から耕作地まで距離等を考えれば無理だということで取得はできないということになります。ただ、日本に居住している外国人については経営、管理等の在留資格を有する者、日本に永住している方、永住している方の配偶者等については取得が可能ということになっています。</p> <p>4番委員のご質問にお答えできるかわかりませんが、県の方にも確認して次回6月の定例総会の際にお答えできればと思っております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他に質問はありませんか。</p> <p>はい。3番委員。</p>
3番委員	<p>3番の後藤です。今の質問に関連してなのですが、2番の案件について、野菜を作っていると書いてあって職業欄が空欄なのですが、職業は農業でよろしいですか。</p> <p>[隣席の委員から法人であるため職業欄が空欄でよい旨を確認し質問終了]</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他に質問はありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第28号の番号1番から番号3番までの3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第28号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり、番号1番から番号5番までの5案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番から番号3番までの3案件を9番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>三重の久保田直宏です。5月9日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は三重町出身で大分市の借家に家族4人で生活していますが、手狭であり、また、子どもの誕生を機に新築を計画しました。農地以外で条件に合う土地を探しましたが、適地がなく断念していた所、申請地を見つけ、譲渡人と相談したところ、売買で話がまとまり申請したものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申</p>

請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■
■■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は、現在の公民館が老朽化したため、建て替えを計画しました。当初は、同じ場所に建て替えを計画しましたが、土砂災害警戒地域に指定されていることから建て替えができず、また、農地以外の場所も検討しましたが、条件的に適当な土地がなく断念していたところ申請地を見つけ、譲渡人に相談した結果、譲渡人も県外に在住で農地の管理ができないため、売買で話がまとまり申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は現在、竹田市の持家に居住していますが、結婚を機に豊後大野市での新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、土地の広さや価格面で話がまとまらず断念していたところ、公共施設に近い申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議 長

次に、番号4番の1案件を2番：麻生祐三子委員にお願いいたします。

2番委員

緒方の麻生祐三子です。5月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は現在、町内の借家で生活していますが、子どもの成長に伴い、住宅の新築を計画しました。子どもの通院のため、病院の近くで候補地を探していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、譲渡人も県外在住で農業を営んでいなかったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議 長

次に、番号5番の1案件を14番：工藤妙子委員にお願いいたします。

14番委員

大野の工藤妙子です。5月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、貸人■■■■■さんから借人■■■■■
■■■■■さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。

沈墮発電所は大正12年に運転を開始し、昭和55年に水車発電機などの更新工事を行っています。今回、41年が経過し、老朽化した水車発電機や導水路等の更新が必要となりました。地下導水路の補強工実施にあたっては、資機材搬入のための立坑設置が必要となります。このため、立坑を設置する場合、導路上部の土被りが浅く作業スベ

	<p>ースが確保できる土地を選定しなければならず、当該地以外の適地がないため、必要最低限の農地を立坑設置工事用地として一時転用の申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第29号の番号1番から番号5番までの5案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>はい。3番委員。</p>
3番委員	<p>3番後藤です。4番の緒方町の転用の件についてです。</p> <p>地図を見るとちょこっとだけ畑が残った状態になっています。後々トラブルにならないかと思うのですが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えいたします。今質問された農地についてですが、所有者を確定できませんでした。転用者も併せて取得したいとのことだったのですができないということなので、柵をして入り込まないようにしています。</p>
3番委員	<p>残っている土地の親族の人で売買はできないのでしょうか。賃貸もできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>どちらもできないようです。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>はい。4番委員。</p>
4番委員	<p>4番の木村です。1番についてですが、図面を見ると家庭菜園とあります。住宅の中に家庭菜園と明記した場合、一般住宅の空き地という扱いなのか、それとも家庭菜園は耕作するので、農地としての扱いになるのか教えてください。</p>
事務局	<p>お答えいたします。家庭菜園ということですが、中身は花壇くらいの気持ちでこのようにしたのではと思います。通常皆さんが記憶されているのは500㎡以下ということ記憶されているのではないかと思います。</p> <p>市街化調整区域では、500㎡というところが宅地に転用する際の最大面積になっているかと思いますが。たとえばここが783㎡です。ここが500㎡までを宅地として、残り283㎡を農地にしても後引き継いだ方が耕しにくい。何かできないかということで、家庭菜園。菜園として耕作するとは聞いていますが、中身としては花壇のようなものと聞いております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第29号の番号1番から番号5番までの5案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第29号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>挙手全員です。</p> <p>挙手全員により「議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 30 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 4 ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について朗読）</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、ここで、番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 10 番：工藤幸市委員にお願いいたします。</p>
<p>10 番委員</p>	<p>三重の工藤幸市です。5 月 9 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、元々日当たりが悪く、農地転用許可を取得せずに植林を行った農地ですが、植林後 20 年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作中の農地もありますが、境から離して植林しており、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号 2 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。</p> <p>申請地は、農地法第 5 条の許可を得て転用を行った土地で、現況は一般住宅となっておりますが、当時の許可証がなく地目変更ができないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はなく、建物は境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>7 番委員</p>	<p>次に、番号 3 番及び番号 4 番の 2 案件を 7 番：衛藤講治委員にお願いいたします。</p> <p>清川の衛藤講治です。5 月 6 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番から 4 番までの 2 案件については、関連がありますので一括して報告します。番号 3 番から 4 番までの 2 案件については、所有者■■■■さんの現況証明願及び非農地証明願についてであります。</p> <p>3 番案件については、申請地は、亡父が農地法第 4 条許可を取得せずに車庫を建築した土地ですが、建築後 20 年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷とし</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 6 番委員 渡邊 丸美

〃 7 番委員 衛 藤 講 治

